
第2章 前半5年間の計画の策定・進捗状況と改定の考え方

1 計画の全体像と計画の体系

「西東京市障害者基本計画」は、「基本理念」及び3つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別の具体的な各施策を定めています。

また、アンケート調査やヒアリング調査の結果、「西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会」での検討等より、本市が特に重点的に関連施策を推進していく「10年間の重点推進項目」として、5項目を設定しました。

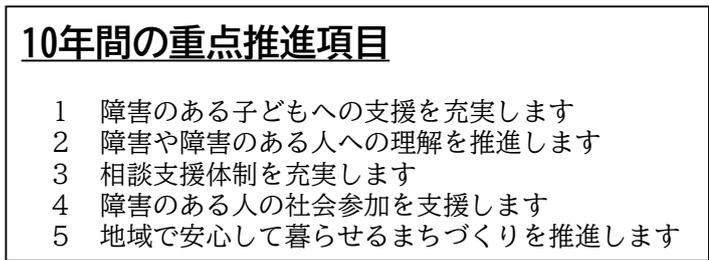
後半5年間の計画の改定においては、上記、「基本理念」、「基本方針」、「施策の方向性」及び各施策、「10年間の重点推進項目」を検証し、見直しを検討したうえで改定します。

2 基本理念と基本方針の設定

「西東京市障害者基本計画」の策定にあたっては、平成26年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会」での検討等を踏まえ、次ページに示す「基本理念」を設定しました。また、「基本理念」を施策・取組として実現・具体化するために、3つの「基本方針」を定めました。

「基本理念」、「基本方針」は、計画年の10年間（平成26（2014）年度～平成35（2023）年度）にわたり、本市が目指していく基本的な方向性を示すものです。基本的には、後半5年間の計画においても継続して掲げていくものとしますが、近年の障害者福祉に関する動向や、西東京市の政策を踏まえ、一部見直すこととします。

◆ 計画の全体像と計画の体系 ◆



前半5年間の
進捗等を踏まえ
一部変更・見直し

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針

【基本方針1】
✓ ライフステージ(※)を通じて切れ目のない支援に取り組めます。

【基本方針2】
✓ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組めます。

【基本方針3】
✓ 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

施策の方向性

- (1) 相談支援・ネットワーク
✓ より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。
- (2) 生活支援
✓ ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。
- (3) 教育・育成
✓ 必要な時期に必要な療育を受けられるよう早期発見・早期療育体制を整備します。
- (1) 雇用・就業
✓ 障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を進めます。
- (2) 余暇活動・生涯学習活動
✓ 障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。
- (1) 広報・啓発
✓ 障害や障害のある人への理解を深めるための取組を進めます。
- (2) 生活環境
✓ バリアフリー環境の整備を進めるとともにグループホーム等の整備を進めます。
- (3) 保健・医療
✓ 障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉の連携を進めます。
- (4) 情報・コミュニケーション
✓ 必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。



後半5年間も
継続・踏襲



前半5年間の
進捗等を踏まえ
一部変更・見直し



前半5年間の
進捗等を踏まえ
一部変更・見直し

3 前半5年間の計画の進捗と課題 (重点推進項目の振り返り)

前半5年間の計画の進捗状況及び、この5年間で把握された課題等について、「重点推進項目」ごとに示しています。

(1) 「重点推進項目1」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害のある子どもへの支援を充実します

これまで本市では、障害のある子どもに対する支援として、障害を早期に発見し、早い段階で療育^(※)を受けることができる「早期発見・早期療育」の体制の充実や、障害のある子どもが成長過程を通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備に取り組んできました。

早期発見・早期療育体制の充実に向けては、幼稚園・保育園等への訪問による巡回相談や職員向けの公開講座の実施といった取組を進めてきました。また、障害のある子どもを持つ保護者への支援として、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニング^(※)の講座の開催による子どもとの関わり方の講習や、保護者の悩みを軽減させるための取組としてペア・ピアカウンセリング^(※)、ペアレントメンター^(※)等の取組を実施しました。

一方、アンケート調査やヒアリング調査結果からは、障害のある子どもやその保護者、家族にとって、「安心して相談できる相談窓口を確保すること」、「各種支援制度や障害福祉サービス等、必要な情報が十分に得られていないこと」、「障害児の『居場所』や余暇を過ごす場所が不足していること」といった課題が残されている状況がうかがえます。

【ポイント】

- ✓ 早期発見・早期療育体制の充実
 - ◇ 全数対象の乳幼児健康診査を有効に活かしつつ、その後の療育に結び付けていく体制の整備を進めた。
- ✓ 障害のある子どもを持つ保護者への支援
 - ◇ 「ペア・ピアカウンセリング」「ペアレントメンター」等の取組のほか、就学相談や教育相談において、障害児教育の専門家や臨床心理士等による支援を行った。
- ✓ 教育・相談事業の推進
 - ◇ 「こどもの発達センター・ひいらぎ」での相談対応、幼稚園・保育園等への訪問による相談対応等を実施した。
- ✓ 障害児の放課後等の居場所の充実
 - ◇ 放課後等デイサービスの事業所数は大きく増加。今後は質の向上等が課題。

(2) 「重点推進項目2」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害や障害のある人への理解を推進します

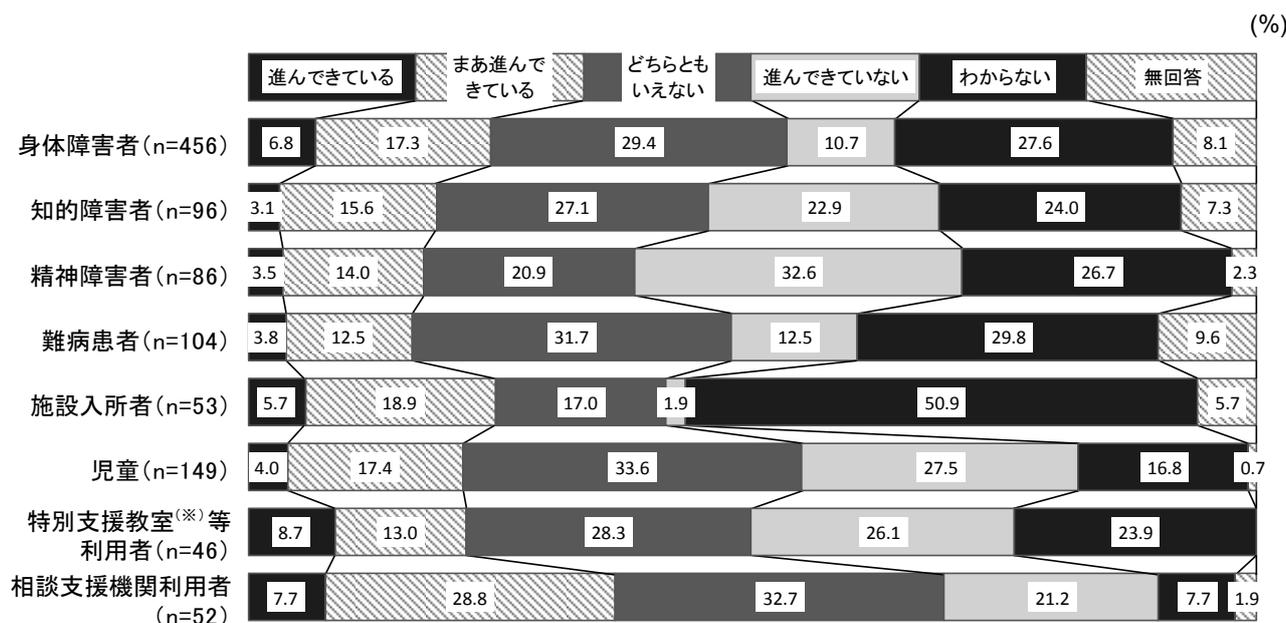
「障害者週間」に関連したイベントや、障害に関する各種の講演会等の開催により、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供してきました。

障害のある人への配慮や支援を行う「障害者サポーター^(※)」制度を創設し、市民をサポーターとして認定することや、市報等を通じた継続的な広報・啓発活動を行ってきました。加えて、平成30年度からは、市内のコンビニエンスストア等の店舗に対し、障害者サポーター養成講座の受講を働きかけ、困った時に駆け込むことができるお店を「障害者サポーターがいるお店」として、支援体制の一翼を担っていただくなど、取組を更に拡大させてきました。

また、平成30年度は、市内の中学校の道徳の授業において障害や障害のある人への理解を深めるための啓発活動を行いました。

平成29年度に実施したアンケート調査の結果では、障害や障害者に対する理解について、「進んできている」「まあ進んできている」と回答した人は、身体障害者で計24.1%（前回29.8%）、知的障害者で計18.7%（前回22.4%）、精神障害者で計17.5%（前回24.2%）、難病患者で計16.3%（前回19.8%）と、各調査とも、横ばいからやや減少している状況にあり、職場や学校での生活や、日常生活の様々な場面で、周囲の人の理解が足りないと感じることもあるとの意見もみられるため、理解を高めるための取組を更に進めていく必要があります。

<アンケート調査の結果:障害や障害者への理解が進んでいると思うか>



注:「n」はアンケートの回答母数

【ポイント】

- ✓ 広報・啓発活動の継続的な実施
 - ◇ 市報や各種イベントを通じて取り組む。
 - ◇ 市民まつりにブース出店を行い、ヘルプカード(※)、ヘルプマーク(※)、障害者差別解消法に関する普及啓発を行った。
 - ◇ 障害者週間に、アスタセンターコートや市民会館を利用した障害者団体などによる自主製品の魅力発信・活動の普及啓発を行ったほか、講演会を実施した。
- ✓ 障害者総合支援センターと地域の交流促進
 - ◇ 「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー(※)」において、フレンドリー祭りを開催し、各事業所、一般利用団体、地域住民との交流を図った。
- ✓ 障害のある人をサポートする仕組みの検討
 - ◇ 平成25年度より障害者サポーター養成講座を実施し、「ヘルプカード」「サポートバンダナ」の普及啓発を行った。

コラム

障害者サポーターと障害者サポーター養成講座（初級編・中級編）

西東京市では、障害のある人もない人も、ともに交流し、支え合う「共生社会」の実現に向け、障害のある方が困っている時に、ちょっとした手助けをする人を「障害者サポーター」として認定する取組を行っています。これまで、計1,300人以上の「障害者サポーター」が誕生しました。

「障害者サポーター」を養成するために、平成25年度より「障害者サポーター養成講座」を開催しています。講座では、障害福祉サービス事業所のスタッフのほか、障害のある人が当事者として講師を務め、自身の体験を知ってもらう場としています。

講座の受講者には、「障害者サポーター」の証しであるサポートバンダナやキーホルダーをお渡ししています。

さらに、「障害者サポーター養成講座・初級編」を受講した人を対象とする、「西東京市障害者サポーター養成講座・中級編」を、平成31（2019）年度からの本格実施に向け、平成30年度に試行実施しました。

これまでに「障害者サポーター」となった方に対するフォローアップや、更なるスキルアップをめざし、障害や障害者に対する理解を更に進めるための講座を行っていきます。

中級編の受講者に対する「受講証明」としては、サポートリストバンドをお渡ししています。



(3) 「重点推進項目3」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

相談支援体制を充実します

西東京市では、「基幹相談支援センター^(※)」（障害福祉課内に設置）及び、「相談支援センター・えぼっく^(※)」を中核的な役割を担うワンストップ^(※)型の相談窓口として位置づけ、地域活動支援センター^(※)である「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ハーモニー」等の機関と連携し、相談支援体制を構築してきました。平成28年10月には「地域活動支援センター・ブルーム」を開設し、体制の拡充を図りました。

各相談機関においては、相互に連携した上で個別の事例に対応していくことが重要であるとの認識の下、関係する相談機関が参加してのケース会議の開催等による情報の共有を図りました。また、特に子どもや学齢期の児童への対応の充実のため、庁内関係課での検討委員会の開催や、各学校での「教育支援システム」の活用による情報引き継ぎを行うなど、切れ目のない相談支援体制の構築に努めてきました。

アンケート調査やヒアリング調査結果から、市の相談支援体制について望むこととして、各機関や窓口における対応力や課題解決力の向上が挙げられています。また、アンケート調査結果から、家族や親せき以外に「相談できる場所がない」と回答している人が、身体障害者と難病患者で2割以上、知的障害者と精神障害者でも15～16%いる状況にあります。

【ポイント】

✓ 相談機関相互の連携の推進

- ◇ 切れ目のない相談支援体制を構築することを目的に、庁内関係課による検討委員会を開催し、子ども相談業務において、情報共有の必要性と連携の円滑化について検討した。
- ◇ 「基幹相談支援センター」と「相談支援センター・えぼっく」において、定例的なケース会議を行い、連携強化を図った。
- ◇ 相談支援部会において、事例検討や相談支援マニュアルの作成について検討し、相談支援機関との連携強化に努めた。

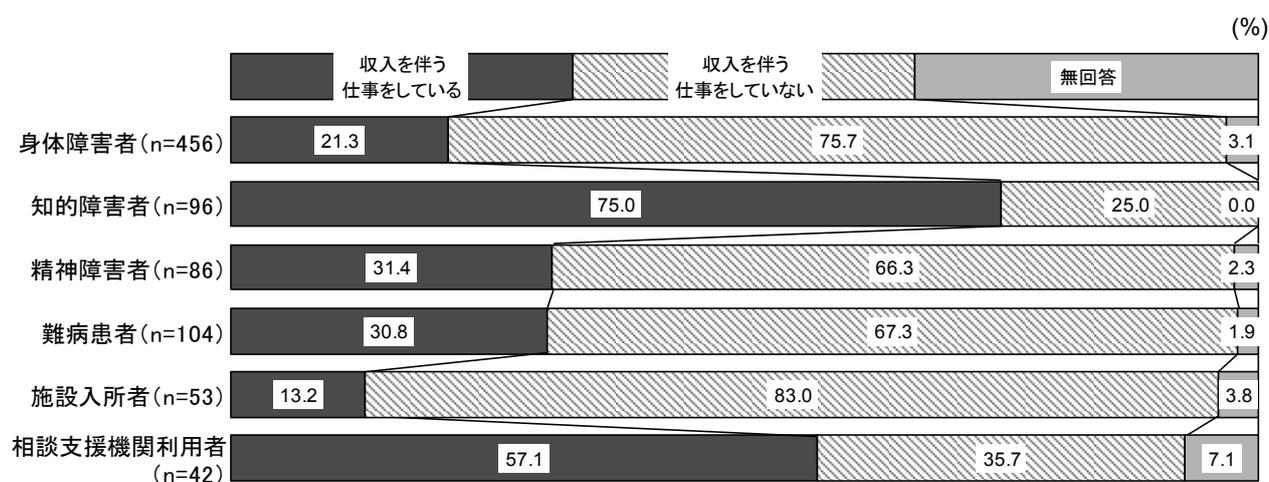
(4)「重点推進項目4」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害のある人の社会参加を支援します

平成29年度時点での障害者の就労状況（収入を伴う仕事をしている人の割合）は、身体障害者で21.3%（前回28.4%）、知的障害者で75.0%（前回77.7%）、精神障害者で31.4%（前回52.2%）、難病患者で30.8%、施設入所者で13.2%（前回18.4%）、相談支援機関利用者で57.1%でした。

<アンケート調査の結果:収入を伴う仕事をしているか>



日中活動の場の確保に関しては、活動の「選択肢」を増やすこととともに、その質的な充実も重要です。障害者に対する「選択肢」の一つとして、知的障害者の利用を中心とする「地域活動支援センター・ブルーム」が平成28年度に設置されました。

アンケート調査結果より、障害者の日中活動に関する意向は、「直近1年間に行った活動」では、「買い物」「旅行」が各調査で高くなっています。「趣味などのサークル活動」は、身体障害者、知的障害者、児童で2割前後、「スポーツやレクリエーション」は児童、相談支援機関利用者で5割を超えています。

「今後、行いたい活動」も、「直近1年間に行った活動」と同様の傾向がみられます。

<アンケート調査の結果:直近1年間に行った活動(複数回答)>

n=	(%)						
	買い物	選挙の投票	旅行	趣味などのサークル活動	スポーツやレクリエーション	講座や講演会などへの参加	
身体障害者	456	69.1	53.5	33.8	21.5	19.5	9.0
知的障害者	96	69.8	44.8	55.2	18.8	41.7	2.1
精神障害者	86	66.3	45.3	27.9	9.3	29.1	7.0
難病患者	104	65.4	59.6	34.6	13.5	21.2	12.5
施設入所者	53	81.1	15.1	58.5	7.5	45.3	1.9
児童	149	74.5	-	67.8	17.4	57.7	2.0
相談支援機関利用者	52	78.8	38.5	46.2	11.5	51.9	11.5
		地域の行事やお祭り	ボランティア活動	障害者団体の活動	その他	特に何もしていない	無回答
身体障害者		7.0	4.6	3.5	2.2	14.9	4.4
知的障害者		10.4	4.2	18.8	1.0	9.4	2.1
精神障害者		9.3	7.0	5.8	3.5	10.5	9.3
難病患者		6.7	6.7	1.0	1.9	10.6	2.9
施設入所者		35.8	3.8	5.7	3.8	3.8	5.7
児童		49.7	0.7	10.1	2.0	10.1	0.7
相談支援機関利用者		28.8	7.7	30.8	7.7	7.7	1.9

<アンケート調査の結果:今後、行いたい活動(複数回答)>

n=	(%)						
	買い物	選挙の投票	旅行	趣味などのサークル活動	スポーツやレクリエーション	講座や講演会などへの参加	
身体障害者	456	44.1	29.4	49.6	27.0	19.7	16.9
知的障害者	96	57.3	24.0	60.4	26.0	40.6	4.2
精神障害者	86	44.2	27.9	33.7	22.1	25.6	15.1
難病患者	104	45.2	35.6	58.7	22.1	28.8	17.3
施設入所者	53	71.7	7.5	64.2	13.2	39.6	0.0
児童	149	57.7	-	63.8	56.4	79.2	12.8
相談支援機関利用者	52	53.8	26.9	65.4	42.3	55.8	11.5
		地域の行事やお祭り	ボランティア活動	障害者団体の活動	その他	特に活動したくない	無回答
身体障害者		11.2	6.8	6.1	3.5	15.1	10.1
知的障害者		20.8	4.2	19.8	1.0	10.4	10.4
精神障害者		17.4	10.5	11.6	10.5	14.0	8.1
難病患者		8.7	7.7	1.0	4.8	13.5	5.8
施設入所者		24.5	5.7	1.9	5.7	3.8	9.4
児童		56.4	13.4	14.8	4.0	3.4	5.4
相談支援機関利用者		32.7	7.7	23.1	5.8	7.7	5.8

【ポイント】

- ✓ 知的障害者を主に対象とする地域活動支援センターの設置
 - ◇ 「地域活動支援センター・ブルーム」を開設（平成28年度）。
- ✓ 就労援助事業の実施
 - ◇ 「障害者就労支援センター・一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行った。
 - ◇ 障害者就労支援セミナーを開催し、関係機関とのネットワーク構築に努めた。

(5)「重点推進項目5」の進捗状況と課題

【前半5年間の計画で掲げた重点推進項目】

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのまちづくりとして、これまで、ハード面では、建造物、道路等のバリアフリー化を進めてきたほか、防災・防犯対策を推進してきました。災害対策においては、避難行動要支援者^(※)個別計画の作成を進め、障害特性等に配慮した災害対策に取り組んできました。また、地域における居住の場として、民間法人によるグループホーム等設置の誘致に取り組んだことで、グループホームの数は増加傾向にあります（平成30年12月時点、市内に41ユニット^(※)）。

ソフト面では、「障害者虐待防止センター^(※)」での対応や、イベント等での啓発活動による虐待の防止、権利擁護^(※)制度や成年後見制度^(※)の活用支援に取り組んできました。

一方で、アンケート調査やヒアリング調査結果から、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なことや、不安に感じていることとして、様々な課題が挙げられており、今後、対応を検討していく必要があります。

【ポイント】

- ✓ 障害者虐待防止センター機能の充実
 - ◇ 障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や、虐待の未然の防止に努めた。
 - ◇ 虐待防止に関するイベントを実施し、市民まつりにおいて啓発活動を行った。
- ✓ 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
 - ◇ 権利擁護センターでは、申立ての手續支援を行うなどとともに、講演会の開催や、広報誌の発行などを通じて、権利擁護制度の普及啓発に努めた。
- ✓ グループホーム等の整備
 - ◇ 社会福祉法人等による設置に協力、事業所の誘致等を行った。
- ✓ 避難行動要支援者個別計画の作成
 - ◇ 避難行動要支援者を対象とし、避難行動要支援者個別計画の作成を順次進めている。
 - ◇ 防災知識の普及啓発のために、多くの市民を対象に防災講話を実施した。
- ✓ その他、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なこと
 - ◇ 地域で暮らしていくには、地域の理解が何よりも重要
 - ◇ 障害者の視点を意識した防災や災害対策の充実
 - ◇ 障害のある人が65歳を迎える際に、障害福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズに移行する体制の構築